

答申第307号

平成18年3月27日

神奈川県教育委員会  
委員長 平出彦仁 殿

神奈川県情報公開審査会  
会長 堀部政男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成17年4月6日付けで諮問された県立高校教諭の人事異動関係文書不  
存在の件（諮問第333号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関が、特定の県立高校教諭の人事異動の内示に関して、平成14年3月29日付けで作成された文書の特定の記載内容を説明する次に掲げる文書（県立A高校が管理するものに限る。）を、作成又は取得していないとして、公開を拒んだことは妥当である。

- (1) 希望がなくても異動することがあること（制度）を示す教職員課からの通知（県立高等学校人事異動要綱及び職員現況・意向調書記載要領を除く。）
- (2) 平成14年3月において、特定の県立高校の教頭が、同校に所属する職員の異動に関し、「あなたの自宅からずっと近くなり、通勤や病気療養にもあなたにとってよい条件の勤務地となります。」と発言したときの根拠とした文書（診断書、休暇等申請簿、通勤届、通勤手当認定簿等を除く。）
- (3) 平成14年3月において、特定の県立高校の教頭が、同校に所属する職員の異動に関し、「教育委員会としてはあなたが療養休暇を必要としていることや、本校での勤務年数、教科など多面的にみてここであなたが療養休暇を必要としていることや、本校での勤務年数、教科など多面的にみてここであなたが異動することを必要としたということでしょう。」と発言したときの根拠とした文書（県立高等学校人事異動要綱及び職員現況・意向調書記載要領を除く。）

## 2 不服申立てに至る経過

- (1) 不服申立人は、特定の県立高校教諭（以下「本件教諭」という。）の人事異動の内示に関して、平成14年3月29日付けで作成された文書（以下「本件内示文書」という。）の特定の記載内容を説明する次に掲げる文書（県立A高校が管理するものに限る。以下「本件行政文書」という。）について、神奈川県情報公開条例第9条の規定に基づき、平成17年2月9日付けで、神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対して、公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
  - ア 希望がなくても異動することがあること（制度）を示す教職員課からの通知（県立高等学校人事異動要綱及び職員現況・意向調書記載要領を

除く。以下「本件通知文書」という。)

イ 平成14年3月において、特定の県立高校(以下「県立B高校」という。)の教頭(以下「本件教頭」という。)が、同校に所属する職員の異動に関し、「あなたの自宅からずっと近くなり、通勤や病気療養にもあなたにとってよい条件の勤務地となります。」と発言(以下「勤務地発言」という。)したときの根拠とした文書(診断書、休暇等申請簿、通勤届、通勤手当認定簿等を除く。以下「本件勤務地文書」という。)

ウ 平成14年3月において、本件教頭が、県立B高校に所属する職員の異動に関し、「教育委員会としてはあなたが療養休暇を必要としていることや、本校での勤務年数、教科など多面的にみてここであなたが療養休暇を必要としていることや、本校での勤務年数、教科など多面的にみてここであなたが異動することを必要としたということでしょう。」と発言(以下「異動必要発言」という。)したときの根拠とした文書(県立高等学校人事異動要綱及び職員現況・意向調書記載要領を除く。以下「本件異動文書」という。)

(2) 本件公開請求に対し、教育委員会は、平成17年2月25日付けで、本件行政文書は作成又は取得していないため存在しないとして、公開を拒む決定(以下「本件処分」という。)をした。

(3) 不服申立人は、平成17年3月18日付けで教育委員会に対して、行政不服審査法第4条の規定に基づき、本件処分の取消しを求めるという趣旨の不服申立てをした。

### 3 不服申立人の主張要旨

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件行政文書の公開請求は、県立A高校に対して行ったが、本件教頭は、現在は県立A高校の校長となっているため、実質的には、機関としての県立A高校の校長に対して行ったものである。

(2) 本件行政文書は、本件教頭が、県立B高校で教頭を務めていた際に作成した本件内示文書の特定の記載内容を、さらに具体的かつ厳格に明示又は検証する文書である。

- ( 3 ) 本件内示文書を作成するためには、記載内容の根拠が必要である。根拠を個人の記憶に頼るとは通常考えられず、文書として保管しているはずである。
- ( 4 ) 本件内示文書において、本件教頭は「教育委員会が必要とする人事という制度」と明記しており、この記載が真実とすれば、全県的な人事異動（転任）制度の改変が行われたのであるから、県立高等学校教員の人事異動（転任）を所管する教職員課長から各県立高等学校長に対する本件通知文書が、平成13年度中には少なくとも作成されたはずである。
- ( 5 ) 勤務地発言は、本件教頭が不服申立人に対して、このような指導をした事実はなく、「通勤や病気療養にもあなたにとってよい条件の勤務地となります。」との記載は事実に反する。本件教頭は、自ら勤務地発言を作成し、書証として裁判所に提出しているのであるから、その裏づけとなる本件勤務地文書は存在するはずである。
- ( 6 ) 異動必要発言は、平成13年度の教育委員会の教育委員6名が、不服申立人の療養休暇取得の必要性を具体的に了知していたと本件教頭が述べていることになるので、本件異動文書は存在するはずである。

#### 4 実施機関（県立A高校）の説明要旨

本件行政文書は、県立A高校において作成、取得した事実はなく、本件公開請求の時点において存在していない。

#### 5 審査会の判断理由

##### ( 1 ) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

##### ( 2 ) 本件行政文書の存否について

ア 本件内示文書は、当審査会が確認したところ、本件教頭が作成した文書であって、その内容は、次のとおりであることが認められる。

- (ア) 県立 B 高校の校長から本件教諭に対して行われた伝達
- (イ) 本件教頭が、県立 B 高校に勤務していたときにおいて、本件教頭から本件教諭に対して行われた伝達
- (ウ) 本件教諭が、県立 B 高校に勤務していたときにおける発言

イ 神奈川県教育委員会行政文書管理規則第 4 条第 3 項では、「課長及び所長は、それぞれの課又は所における行政文書事務を統括する」と規定しており、本件内示文書に記載された内容から判断すると、仮に本件行政文書が存在するとした場合、教職員課又は県立 B 高校において管理されていると考えるのが合理的であり、これを覆すに足りる特段の事情は認められない。

ウ 実施機関は、県立 A 高校において、本件行政文書を作成、取得した事実はない旨説明しているが、以上のことから、実施機関のこの説明は合理的であり、不服申立人からも、この説明に反する具体的な事実の主張はない。

なお、仮に、本件通知文書が存在するとすれば、県立 A 高校においても取得したことになるが、本件教頭が「教育委員会が必要とする人事という制度」と明記したことをもって、全県的な人事異動（転任）制度の改変が行われたとする不服申立人の主張は何ら根拠がなく、県立 A 高校において、本件通知文書を取得した事実はないとする実施機関の説明を疑わせるまでのものではない。

エ したがって、本件行政文書は存在しないとする実施機関の説明は、納得できる。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成17年 4 月 6 日	諮問書を受理
4 月15日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
5 月12日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
5 月17日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
7 月25日	不服申立人から非公開等理由説明書に対する意見書を受理
平成18年 2 月 6 日 ( 第55回部会 )	審議
3 月 6 日	指名委員により不服申立人から意見を聴取 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
3 月22日 ( 第56回部会 )	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金 子 正 史	同 志 社 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者 部 会 員
沢 藤 達 夫	弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 )	
鈴 木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	
竹 森 裕 子	弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 )	部 会 員
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	
千 葉 準 一	首 都 大 学 東 京 教 授	
堀 部 政 男	中 央 大 学 教 授	会 長 ( 部 会 長 を 兼 ね る )

(平成18年3月27日現在) (五十音順)